(六)　中小企業の貸倒引当金の特例について、適格分割等により分割承継法人等に一括評価金銭債権を移転し、期中一括貸倒引当金勘定の金額を設けた場合におけるその一括評価金銭債権に係る法定繰入率を定めることとした。（第三三条の九及び第三九条の八六関係）

(九)　認定特定非営利活動法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類について、次のとおり見直しを行うこととした。（第三九条の二三関係）

(1)　寄附者名簿について、初回の認定に係る申請書の添付書類であることを明確化するとともに、各事業年度の報告書類から除外し、五年間保存することを義務付ける。あわせて、その保存義務違反を認定の取消事由に追加する。

(2)　事業報告書等及び所轄庁の証明書について申請書の添付書類から除外するとともに、事業報告書等について各事業年度の報告書類から除外し、国税庁長官は所轄庁からこれらの書類の写しの提出等を受けるものとする。あわせて、特定非営利活動促進法の規定により所轄庁に対し事業報告書等の提出をしていることを認定要件に追加する。

(○)　特定目的会社に係る課税の特例について、基準特定出資に係る国内募集要件の細目を定める等の見直しを行うこととした。（第三九条の三二の二関係）

3　国際課税

(一)　振替国債等の利子等の課税の特例について、適格外国仲介業者による非課税区分口座の設定に係る手続、非課税区分の要件、国税庁長官による適格口座管理機関の承認を受けるための申請書の提出等に係る手続の細目等を定めることとした。（第三条、第二六条の二二及び第三九条の三三の三関係）

(二)　振替社債等の利子の課税の特例等について、非課税の対象となる債券の範囲、振替社債等の発行をする者と特殊の関係のある者の範囲等を定めることとした。（第三条の二、第三条の二の二、第二六条の二二及び第三九条の三三の三関係）

(三)　内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等について、次の改正を行うこととした。（第二五条の一九～第二五条の三一、第三九条の一四～第三九条の二〇の九及び第三九条の一一四～第三九条の一二〇の九関係）

(1)　特定外国子会社等（本店所在地国における税負担が著しく低い外国関係会社をいう。以下同じ。）の判定における外国関係会社の租税負担割合の基準を二〇パーセント以下（改正前二五パーセント以下）に引き下げる。また、その租税負担割合の計算において非課税所得の範囲から除かれる本店所在地国以外の国の法人から受ける配当等の額に、本店所在地国の法令に定められた外国法人税の負担を減少させる仕組みに係るものでないことを要件として非課税とされる配当等の額を加える。

(2)　適用除外基準における統括会社及び被統括会社の範囲を定めるとともに、卸売業を主たる事業とする統括会社に係る被統括会社を非関連者基準における関連者から除外する。なお、統括会社に係る措置を受ける内国法人等は、一定の書類を確定申告書に添付・保存しなければならない。

(3)　特定外国子会社等の部分課税対象金額の益金算入制度について、配当等の額、利子の額又は差益の額から控除する費用の額その他部分適用対象金額の計算方法等を定める。

(4)　特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入制度における間接特定課税対象金額の計算方法等を定める。

(5)　特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例における外国関係法人の租税負担割合の基準等について所要の改正を行う。

(四)　償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例について、短期社債等に係る特定振替記載等の対象に振替社債等に係る適格外国仲介業者により開設された口座において行われる振替記載等を加えるとともに、振替社債等の利子の課税の特例の適用を受けている者が特定振替国債等について振替記載等を受けようとする場合の告知書の提出の特例等を定めることとした。（第二六条の一六、第二六条の一八及び第二六条の一八の二関係）

(五)　投資組合契約を締結している外国組合員に対する課税の特例について、投資組合事業に係る業務執行を行わないこととの要件における業務執行とされる行為から除外される行為を定めることとした。（第二六条の三〇関係）

4　資産課税

(一)　小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等が二以上ある場合において適用対象となる宅地等の範囲等を定めることとした。（第四〇条の二関係）

(二)　非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度について、納税猶予税額の計算に際して認定会社が一定の法人の株式等を有していなかったものとされる場合における当該一定の法人等を定めることとした。（第四〇条の八～第四〇条の八の三関係）

(三)　認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、資本金の額の増加があった場合における増加した資本金の額の計算方法を定めることとした。（第四二条の七関係）

5　消費課税

(一)　揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止措置について、控除対象揮発油の数量を証する書類、この措置の適用に関し必要な手続等を定めることとした。（第四六条の一八～第四六条の二八関係）

(二)　自動車重量税の税率の特例について、改正前の税率水準となる税率を適用する検査自動車の範囲等について定めることとした。（第五一条の二関係）

二　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二〇年政令第一六一号）の一部改正関係

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例における初回又は二回目の認定を受けようとする法人の申請に係る認定の要件の実績判定期間を二年（原則五年）とすることができる特例措置について、初回の認定に係る特例措置とするとともに、その適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第四四条関係）

三　この政令は、一部の規定を除き、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第五九号）（財務省）

1　揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の特例を次のとおり創設することとした。（第七四条の二関係）

(一)　租税特別措置法に規定する揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の適用が停止されている場合には、平成二四年五月一四日までに沖縄県の区域内にある揮発油の製造場又は保税地域から移出され、又は引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の税率を次のとおりとした。

(1)　揮発油税　二万一、〇八三円／キロリットル

(2)　地方揮発油税　三、八一七円／キロリットル

(二)　当該停止の場合の手持品に係る税の控除等所要の措置を講じた。

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二二年四月一日から施行することとした。